

# 教育研究業績書

2017年05月29日

所属：教育学科

資格：教授

氏名：前原 健三

研究分野	研究内容のキーワード
ドイツ教育行政思想史研究・現代日本教員養成研究・教育行政学・学校経営学・臨床教育学	国家・教育・行政・公教育・教員・臨床
学位	最終学歴
教育学修士	広島大学大学院 教育学研究科 博士課程 満期退学

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>1 教育方法の実践例</b>		
1. 教員養成質保証を目的とするクラウドサービスclassroomを積極的に活用した学修支援の展開 (2)	2017年04月01日～現在	大学教育学科4年生のうち、小学校教職課程履修者数を対象とする「教職実践演習(小)AB」では、教職実践演習探求ノートを作成することで、4年次前期・後期までの全人的教職実践力の修得状況を履修者主体が相互に語り合い・学び合い・高め合いつつ確認する授業を展開している。このような学びをさらに強化すべく、クラウドサービスによるClassroomを活用することで、履修者間相互の学び合いやコミュニケーションを深めることができる。さらには、担当教員とクラスの、そして担当教員相互のコミュニケーションを密にすることができる。さらには、授業の状況を撮影したり、写真に撮ったりして、授業中の活動状況を伝えることができる。また、配布資料等をClassroomに掲載し、履修者の学びを支援することができる。
2. 教員養成質保証を目的とするクラウドサービスclassroomを積極的に活用した学修支援の展開 (1)	2016年10月01日～2017年1月31日	中高教職課程履修者(国語・書道、英語、福祉、家庭、音楽、理科)及び栄養教諭教職課程履修者を対象に、教育行政学の授業では、学修カードを利用し、グループ発表及びディスカッションを実践してきた。これは、単なる学術知識を伝達する従来型の授業方法を『能動的主体的学び』へと転換するものである。この実践をさらに補強することを企図して、学院が環境整備してくださったクラウドサービスclassroomを積極的に活用しつつ、中高・栄養教諭教職課程履修者の学修支援を展開している。週1回の授業では時間的に提供できない学術情報や教員採用試験情報等を、常時提供している。大学設置基準に定める「45時間の学修をもって1単位とする」学修時間を実質的に確保することも期待される。授業クラス全体のみならず、受講者間のまた個別でのコミュニケーションが可能となった。
3. 教員養成質保証へ向けての教職系授業における受講規律の策定とその実行指導	2015年09月～現在	学院立学の精神に立脚した全人的教職実践力の形成をめざす本学教員養成の中核的機能を担う教職系の授業においては、授業内容自体が日々の修得内容であるばかりでなく、受講態度そのものが修得すべき規範内容である。将来、幼小中高の教壇に立つ教員として、養成段階での授業態度の適切な形成は、特に重要である。しかし本学においては、リベラルなアカデミズム指向や学士力指向が一般的に強く、かかる授業規律規範についての全学的共通認識は大学教員間で希薄である。そこで、担当科目においては、受講心得十ヶ条を授業初回に提示し、その周知徹底を図り、教職系授業科目受講者の受講規律規範の形成と実行力の修得に努めた。特に遅刻・私語・内職・居眠り・スマートフォン使用など集中力を欠く、教職系受講者が近年増加しつつあり、このような問題傾向に対して効果的である。同時に、教員養成質保証へ向けての授業レベルでの実践的対応である。
4. 教員養成質保証へ向けての教職系講義科目におけるアクティブ・ラーニングへの挑戦―「教育行政学」の場合―	2015年09月～現在	幼小・中高・栄養教職課程必修科目としての「教育行政学」の授業では受講者が受講クラス単位で100名を超える場合もあり、従来型の講義形式をとらざるを得ない。しかし、集中度を著しく欠く多くの受講学生の現状に鑑みるに、授業方法の改善を要する。そこで、テキストや配布資料等の教材を講義形式で伝達することは最小限にとどめ、以下のような授業方法を採用することにより、履修者の主体的能動的な学修を積極的に推進することとした。(1)4名を標準として学修チームを編制する。(2)テキストや配布資料等の教材等のまとめとコメント・疑問点・感想・更なる探究課題などを、学修カードに記載する。(3)チームでまとまりのあるテーマを分担する。(4)記載済みの学修カードを、チームでまとめて期限までに提出する。(5)提出された学修カードを編集して印刷し、授業にて配布する。(6)その上で、学修カードをOHPで投影しプレゼンテーションを計画的に実施する。またマインドマップ技法などによりまとめた意見を投影しつつプレゼンテーションを行う。(7)プレゼンテーションを踏まえて、質疑応答を行う。(8)発表者及び他の受講者よりそれぞれの立場から自己評価及び他者評価を行う。
5. 教員養成質保証へ向けての 大学院修士課程にお	2015年04月～現在	本学大学院文学研究科教育学専攻修士課程の履修者を対

教育上の能力に関する事項

事項	年月日	概要
<b>1 教育方法の実践例</b>		
<p>る教職系履修者への研究・キャリア支援</p> <p>6. 教員養成質保証へ向けての 教職キャリア支援導入としての「2年次演習」の試み</p> <p>7. 教員養成質保証へ向けての双方向＝対話型授業実践の試み(5)―「教職実践演習(小)AB」(4年次前期・後期)を中心に―</p> <p>8. 教員養成質保証へ向けての双方向＝対話型授業実践の試み(4)―異学年交流のゼミ公開を中心に―</p> <p>9. 教員養成質保証へ向けての双方向＝対話型授業実践の試み(3)―「教職実践演習」(4年次前期)を中心に―</p> <p>10. 教員養成質保証へ向けての双方向＝対話型授業実践の試み(2)―「卒業研究」(大教4年次)を中心に―</p> <p>11. 教員養成質保証へ向けての双方向＝対話型授業実践の試み(1)―「教育演習」(大教3年次)を中心に―</p>	<p>2014年04月～2014年07月</p> <p>2010年04月～現在</p> <p>2010年04月～現在</p> <p>2010年04月～現在</p> <p>2010年04月～現在</p>	<p>象に、主に研究支援並びにキャリア支援を、実施した。従来、同専攻では、学位プログラムとしての修士課程とう認識が基本的になっているため、学部開設の学士課程の主要課程としての幼・小教職課程との接続性や発展性については、充分かつ積極的には認識されては来なかった。そこで、学校経営系の講義・演習科目において、学校経営学の視座から、履修者の研究上の知的ニーズでもあった、国際理解教育・特別支援教育・情報教育・就学前教育・学級経営・高等教育経営等に関連する専門的実践的知見を提供し、主体的探求を支援した。併せて、履修者の志望する進路に関連する様々な情報を提供し、キャリア支援を実施した。特に、大学院での学びを、いかに自己の研究活動に意識的に生かし、いかに自己のキャリアに創造的に活用して行くかなどについて、ディスカッションや個人面接・論文指導等を通して、受講者が相互に学び合うことができた。教員養成質保証へ向けての修士課程レベルでの実践的対応例である。</p> <p>担任クラスの大教2Cの学生を対象に、1年次の初期演習を踏まえ、卒業時から卒業後10年後を想定して、教職キャリア・プランをイメージさせた。そのうえで、3年次後期の教育実習へ向けての準備事項や、4年次前期の教員採用試験へ向けての準備事項等について、具体的な資料を作成して、関連情報を提供した。また、大阪府チャレンジ・テストへの挑戦を推奨し、問題事例を紹介・解説した。さらに、これらの情報をベースに、各グループにまとめの作業を課し発表を行った。教員養成質保証へ向けての、大学2年次前期レベルでの教職キャリア教育実践事例である。教育学科では、2年次後期あたりから教職離れ現象が生じる傾向が見られ、かかる危機的事態へのクラスレベルでの対策例である。</p> <p>平成22年度入学生(平成25年度4年生)からの教職実践演習の必修化に備えて、平成21年度4年生からの前倒し試行期を含めて、4年次通年の授業運営体制を構築し実施した。具体的には、「教職実践演習探求ノート」を独自に開発し、教職実践力の学びをサポートした。特に学級経営の実践力向上を目的に、DVD教材や関連文献を活用しつつ、学級崩壊・クレマー・学力低下などの現実的諸問題への対応方法につき、学校ボランティア活動や教育実習等の実践体験報告を踏まえて学生間の双方向探究力を強化した。その成果を、教育研究会で発表させ、探求の成果をプレゼンテーションする力量を向上させた。</p> <p>本学における学びの集大成としての「卒業研究」を発表する機会を、特別学期に異学年交流ゼミとして全学年に公開した。併せて、教員採用試験への挑戦の過程を報告させることにより、下年次生への関連情報提供力を高めさせ、教職を志す教育学科学生間の活発な交流を促進した。近年、学校現場の状況にも大きな変化が見られ、大学のオフィシャルな授業及び授業外指導では、学生自身の生きた実感や本音の思いには届きにくいことが看取される。年齢や感覚・思考傾向などが近い当事者間で相互に学びあう機会を増やす必要がある。</p> <p>小学校における教職実践力を支える資質・能力の形成を目的として、「教職実践演習探求ノート」を活用しつつ、教職を志す学習者相互による教育体験の語り合い、これを踏まえて、各自の①教師像の探求・②対人関係能力・③児童理解と学級経営力の修得、また④授業実践上の諸課題発見とその探求を指導した。特に教職キャリア支援を意識して、教職を目指す自己を語るプレゼンテーション能力の向上に努めた。このような授業を通して、履修者が教職への夢を確実に実現することを支援している。本演習の開講期が前期であり、教員採用選考試験出願・受験期と重なるので、緊張感を高めている教員志望履修者にとっては、毎週土曜日2時限目が、精神的にも内容的にも相互に鼓舞しあえる機会となっている。</p> <p>教員養成質保証へ向けての双方向＝対話型の授業実践の試み(1)＝「教育演習(3年次)」を踏まえて、見出された実践的課題について、卒業論文としてまとめ、その成果を後輩のゼミ生はじめ全学生に公開した。後輩との対話＝交流を深め、自己の成長を確認させた。さらに、教育研究会では、ゼミ代表の卒論発表を指導し、プレゼンテーション力の強化に努めた。教育実習体験や学校現場でのボランティア活動体験を踏まえ、そこから、実践的課題を見出し、これを探求し続ける手法を修得させることが、生涯にわたって学び続ける教師像へのステップとなることを願っている。教員養成質保証へ向けての「卒業研究(4年次)」の取組み事例である。</p> <p>大学3年次通年卒業必修科目である、「教育演習」では、小学校教員に必要な教職実践力を高めるために、3年次後期の教育実習体験やボランティア体験などをベースに、そこでの課題や問題点を報告し合い、議論する機会を積極的に設けた。双方向の対話を通して、意見の交流を</p>

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>1 教育方法の実践例</b>		
12. 教員養成質保証へ向けての目的志向型授業実践の試み(2)―「教育行政学」を中心に―	2010年04月～現在	<p>促進し、さらに履修者の実践的課題探究を支援した。特に、教育実習後の振り返りを通して、教員を志望する動機や目的の確認を行う必要性が年々高まってきていることが、教職離れ現象の拡大とともに益々実感される。これらを踏まえて、さらに教員就職支援も実施した。</p> <p>我が国の教員養成における質保証の要請を踏まえて、単なる教員免許状取得指向ではなく、教職(幼小・中高・栄養教諭)への目的志向性を考慮した目標設定とこれに準拠した授業内容を構成し、DVD教材を活用しつつ教職への立志を促す指導を展開した。特に、本学院立学の精神・教育綱領・教育目標・教育推進宣言に立脚した全人的教職実践力形成カリキュラムとしての教職課程の全体像を示し、教育行政学の視点から修得すべき必要事項を教授した。教員養成質保証へ向けての教育行政学からのアプローチ例である。</p>
13. 教員養成質保証へ向けての中高・栄養教職課程用電子履修カルテの作成と指導―「教育行政学」履修者を対象に―	2009年04月～2016年03月	<p>学院立学の精神に立脚した全人的教職実践力を形成することを目的とする本学開設の中高(国語書道・英語・福祉・保健体育・家庭・情報・音楽・理科)・栄養教職課程については、諸資格指導室長(平成27年度：教職支援室長)として、平成22年度入学生以降、教職履修電子カルテ・システムを全学的合意のもと構築し、その質保証と実際の運用についても組織的に推進してきた。平成22年度以降中高・栄養教職課程履修者については、「教育行政学」授業担当者として電子カルテを積極的に活用した指導を実施した。特に、シラバス記載の到達目標と連動させたコメント・テンプレートを策定し、履修者の定期試験及びレポート等を踏まえて、全員に対してコメントを作成し、中高・栄養教職課程履修者への支援的個別指導を行った。受講者の多くは2年次生であり、3・4年次での教育実習や教員採用試験へ向けて、準備を開始する時期でもある。中だるみ又は教職離れする学年でもあり、教職課程履修カルテの学修状況に即して、個別指導を行うことの重要性が確認された。</p>
14. 教員養成質保証へ向けての目的志向型授業実践の試み(1)―「教育原理」を中心に―	1992年04月～2010年03月	<p>教育学科開設の教職(幼・小)及び保育職に係る専門教育科目の目的志向性を考慮した目標設定とこれに準拠した授業内容を構成し、一定の規律を尊重しつつ教職等への立志を促す指導を展開した。特に、本学院立学の精神・教育綱領・教育目標に立脚した全人的教育理念を具現化する教育の原理を探究した。近年、我が国でも価値観の多様化が浸透し、教育についても学習者の「自由」や「個性」が重視されつつあるなか、公教育、とりわけ学校教育を支える教員の使命並びにその実践力に対する期待はさらに高まりつつある。このような時代の変化を踏まえると、本学立学の精神に込められている全人教育理念への学問的理解とこれを実践することの社会的・教育的意義は、益々高まりつつあることを論じた。</p>
<b>2 作成した教科書、教材</b>		
1. 教科書『新しい教職概論―教師と子どもの社会―』の分担執筆	2016年04月25日	<p>南本長徳(編著)高旗、太田、前原、醍醐、遠藤、加藤、前田、須田、堺 第4章「管理・運営を担う教師」現在、我が国では、新しい知識基盤社会を支える学校教育の創造へ向けて、学校はもとより、地域・自治体・国が総力を挙げて、教育改革に取り組みつつある。同時に、このような学校教育改革を実践的に創出する教師の力量形成とこれを支える研修システムの再構築及び大学における教員養成の連携的推進が求められている。またこのような状況の中で、「チームとしての学校」を構成する教員の学校経営参画能力及び校務分掌の新しいあり方とその遂行能力について考察した。分担；前原 (pp. 44～58)</p>
2. 自作教材『教育行政学探求ノート』の作成と活用	2016年04月～現在	<p>教育行政学の授業に際して、これまでテキストと追加配布資料等に基づき、授業を運営してきた。しかし、近年、教科書やプリント資料を使用しつつ説明をお行っても、どこの部分について説明しているのか、対応関係を把握できていない受講者が多いことに気づいた。そこで、教材・資料そのものを加工して、書き込み可能なノート形式に落とし込み、このノートに即して説明を進めると、受講者の集中度が高まることが分かった。授業内容を単元・テーマごとに、探求ノートに再編集して印刷し、配布の上、毎回の授業にて活用している。解答欄や記述欄を設定すると、作業を進め易いようだ。記述解答の作成に際して、グループディスカッションなど適宜導入すると、学生間の対話＝情報交換＝学びあいも活発になり、その成果をグループで発表する機会を与えると、意欲の高い学生にとっては効果的である。</p>
3. 教科書『新しい教育行政学』の分担執筆	2014年03月	<p>河野和清(編者)、加治佐、松元、岡崎、三山、市田、吉田、滝沢、高橋、堀田、岡本、菅井、中嶋、上寺、古賀、住岡、高妻、松原、前原、高瀬、福本、渡邊。グローバル化が進行する状況の中で、教育をめぐる改革や現状もまた複雑な変容を遂げつつある。このような状況を背景に、新しい教育行政学の推進が求められている。第二次世界大戦以降、特に21世紀に入ってからドイツにお</p>

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>2 作成した教科書、教材</b>		
4. 自作教材『教職実践演習(小)AB探求ノート』の作成と活用	2013年04月～現在	ける教育改革動向を踏まえ、連邦・州・自治体レベルでの教育行政改革の動向につき考察した(分担執筆：第18章 pp. 189～201)。 平成25年度より、教職課程必修科目となった「教職実践演習(小)AB」を担当するに当たり、その目的を達成するための補助教材として、書き込み式の「教職実践演習探求ノート」を作成し、実際に授業において活用した。本授業の目的や授業計画とともに、本演習を通しての学びがより一層明確になり、学修効果が高まることを配慮した。年度ごとに改良を加え、教職を志す受講学生の意欲と実践力・表現力の向上に効果を発揮している。
5. 教科書『発達・制度・社会からみた教育学』分担執筆	2010年04月10日	南本長徳・伴恒信編著 伴、加野、安東、白松、南本、前原、伴、押谷、太田、須田、山田、村上、村上、新堀 我が国の現代公教育制度の基本構造について、日本国憲法・教育基本法・学校教育法等の法システム及び学校教育経営の観点より、その特質と問題点について論じた。特に、組織体としての学校組織の特性に鑑み、チームとしての学校の組織的協力体制の必要性について論及した。分担：第6章我が国の教育制度と学校経営 pp. 62～74
6. 教科書『教職論(第2版)―教員を志すすべてのひとへ―	2009年03月10日	教職問題研究会編 伊藤、臼井、杉浦、鈴木、高橋、寺尾、中田、羽生、原、前原、宮崎。平成18年の中教審答申を踏まえて、第3章「教員の研修と服務規程」において、今日求められている教員の資質・能力の内実とこれを高める研修について論じた。今日、学校経営をめぐる状況は、その教育力への内外からの厳格な学校評価の眼差しとともに、これに応え得る教師の専門的力量と高い倫理観を伴う人格性への要請として捉えられる。このような要請に対して、如何にして教員は自己の教育力と人格性を高めるか、さらにはその研修の在り様が、チームとしての学校を運営する実践力の課題として、問われ続けていることを論じた(分担執筆：第3章第1・2節 pp. 104～12)。
7. 教科書『教育行政学』	2006年11月	河野和清(編者)、加治佐、松元、河野、岡崎、三山、市田、酒井、滝沢、吉田、高橋、堀田、菅井、中嶋、上寺、住岡、高妻、松原、前原、高瀬、福本、渡邊、古賀。 ドイツ再統一後の教育行政制度の基本構造とその統治原理について論述した。文化連邦主義原理のもと、教育行政組織と機能の現状、学校会議を中心に置いた学校参加モデル、視学制度及び私学行政の特質について論究した。戦前より、我が国の公教育制度、特に教育行政制度の影響力のあったとされる、ドイツの教育行政制度の改革動向を知ることで、地方分権的教育行政への改革が進行しつつあることを論じた(分担執筆：第6章第4節 pp. 159～170)。
8. 教科書『これからの教師と学校のための教科外教育の理論と実践Q&A』分担執筆	2002年09月20日	教職問題研究会編 原、伊藤、今西、高橋、伊藤、長須、杉浦、石谷、石田、羽入、臼井、千秋、里見、田中、上坂、寺尾、前原、秦、鈴木、河口、大津。1996年の中教審答申『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』において提言された「総合的な学習の時間」について、主にその創設経緯と趣旨、狙い・課題・評価、実践例等を解説し、小中学校は2002年から、高校は2003年からの実施に対応できるよう、Q&A方式により指導した。加えて、教科外教育分野の学修課題と教員採用試験への対策上、留意すべき事項等について論じた(分担：pp. 184～193, pp. 210～215)。
<b>3 実務の経験を有する者についての特記事項</b>		
<b>4 その他</b>		
1. 社会人への貢献(3)：大阪府教職員自主研修支援「大学・専修学校等オープン講座」	2016年08月04日	『教職臨床教育学へのいざない～我が国の学校教育を支える教師の日常の実践と苦悩をともにわかちあおう！～』というテーマで、大阪府現職教員を対象に、教職員自主研修支援プログラムを提供した。現在、我が国の公教育を取り巻く社会的環境が、大きく変化しつつある。このような変化の中で、学校現場の具体的実践とその苦悩を、参加者の間でともに語り合いながら、現在と未来の公教育を支える教職実践力の在り様を探求した。子どもたちのこと・保護者のこと・同僚のこと・教育施策等々、現場からの問題提起を踏まえ、グループ・ディスカッションと全体でのプレゼンテーション及び意見交換を行った。なお、近年の時事的教育問題として、次期学習指導要領改訂に関する資料並びに特別支援教育改革に関する資料を作成し、配布した。また、本学大学院生・卒業生へも参加を呼びかけ、現職教員と教職系学生との交流の機会を設けた。
2. 社会人への貢献(1)：教員免許状更新講習における「これからの時代と子どもたちに向き合う教師としての実践力を相互に開発する」研修の実践	2013年08月～2015年08月	現職教員約60～70名を対象に、(a)我が国教育制度改革の動向と学校園の諸課題並びに社会的要請等について、その概要を教育政策や学校経営論の視点から説明した。(b)その上で、様々な具体的な対応方法や現実的問題等につ

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
4 その他		
3. 社会人への貢献(2)：大阪府教職員自主研修支援「大学・専修学校等オープン講座」	2009年08月～2015年07月	<p>いて参加者間で意見交換を行い、その論点を整理した。(c)上記の(a)及び(b)を踏まえて、(c)保護者・地域社会との連携・協働を活かしつつ、学校教育をめぐる多様な問題に対応できる実践的イメージとそれを可能とする組織マネジメントの在り方並びに教師力等について、相互に探究した。</p> <p>大阪府現職教員を対象に、教職員自主研修支援プログラムを提供した。いま我が国の学校経営を取り巻く社会的環境が、教育改革施策の急速な展開の中で、大きく変化しつつある。教師たちの生活は著しい多忙感で満たされ、実際に多くの教師たちが心身ともに疲労感を訴えている。本講座で、⑥学校現場の具体的な苦悩や問題などを伺いつつ、参加者の間でともに対応策を模索した。併せて、今後の学校経営の有り様を検討した。特に、平成27年度実施では、大阪市立大空小学校の実践映像『みんなの学校』を踏まえ、参加者間で意見交換を行った。</p>
4. 特別学期・全学及び学科プログラム：「全人的教職実践力の探求」	2009年02月～現在	<p>平成22年度入学生より、教職課程必修科目となった「教職実践演習」を平成21年度4年生より、選択科目として開講している。これを踏まえて、特別学期プログラムとしても、当該学年のみならず、下年次・他学科の教職志望学生に開講し、積極的受講を勧めた。教員採用試験の新しい動向を知らせるとともに、堅実な教職実践力を修得する必要性を強調し、そのためには、正規の教職課程以外で、学校ボランティア体験を積むなどの努力を要する旨、説明した。併せて、教職履修カルテの作成方法やその趣旨等について、解説した。</p>
5. 教職キャリア支援活動(2)	2008年～現在	<p>1. 平成18年07月の『今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)』の趣旨を受けて、教職キャリアの生涯学習的支援の観点から、非常勤講師等の希望者に対して、最近の関連情報を伝えるとともに、面談などの具体的支援活動を行ってきた。</p> <p>2. また、現役学生で、当該年度の教員採用試験不合格の学生については、自信を回復させ、卒業後の学修方法等についてアドバイスした。臨時講師をしながら教員採用試験を受験する場合の諸注意、大学院修士課程に進学して、教職実践力を高める研究と学校インターンシップの推奨など、教員志望の学生の希望及び状況に応じた指導を行ってきた。</p>
6. 教職キャリア支援活動(1)	2008年～現在	<p>1. 年間通算約15～20件に及ぶ幼稚園・小学校・特別支援学校・保育所・児童福祉施設・附属中等への教育・保育実習引率指導に際して、事前事後の個別指導又は全体指導を行うとともに、訪問引率指導を実施し、研究授業指導初め今後の方向性につき個別に助言した。</p> <p>2. 特に事後指導では、諸資格指導室(現学校教育センター)策定の実習報告書の内容を踏えて研究授業等について詳細な報告を求め、将来への志を確認した。</p>

職務上の実績に関する事項		
事項	年月日	概要
1 資格、免許		
1. 高等学校教諭1種免許状(国語)	1990年08月	
2. 修士(教育学)	1977年03月	
2 特許等		
3 実務の経験を有する者についての特記事項		
4 その他		
1. 教員養成質保証へ向けての全学的教職課程運営の推進(9)一聴講制度による異校種教育実習履修要件の設定と運営一	2014年09月～2015年03月	<p>上記の「教員養成質保証へ向けての全学的教職課程運営の推進(8)一中高教育実習開講期の適切な設定と運営一」において記載したような、本学中高教育実習開講期の問題状況をより効果的に打開するため、平成27年度入学生より「聴講制度による異校種教育実習履修」とリンクさせて、一定の条件を満たす場合、中高教育実習の3年次履修を認める提案を、教職支援室常任委員会及び同教職支援委員会にて行ない、審議のうえ可決・実施することとなった。その主旨は、平成28年度4月より運営可能となっている「義務教育学校」や今日益々その必要性を高めつつある「小中一貫教育」を実践し得る質の高い小中教員養成を積極的に運営することを企図して、聴講制度により異校種教職課程科目を聴講する場合に限り、中高教職課程履修者の3年次教育実習を認め、教員志望学生の資質・能力を高める教職課程の全学的履修環境とその条件等を整えることにあった。</p>
2. 教員養成質保証へ向けての全学的教職課程運営の推進(8)一中高教育実習開講期の適切な設定と運営一	2014年09月～2015年03月	<p>平成20年12月に実施された中教審・文部科学省による本学教職課程実地視察の際の指摘事項の1つであった、中高教育実習開講期の3年次から卒業学年次の変更については、開設学科から「現行維持」との強い要請があり、</p>

職務上の実績に関する事項

事項	年月日	概要
4 その他		
3. 学士課程教育質保証へ向けての全学FD推進委員会活動(2)―FD刊行物編集活動の展開	2010年09月01日～2011年03月31日	改善されて来なかった。3年次前期に中高教育実習を3週間実施する開設学科もあり、2年次までの教職課程履修実績を踏まえて教育実習を認める事態は、実地視察の指摘を待つまでもなく他大学の場合と比較するとかなり問題があった(阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会作成資料による)。そこで、平成27年度入学生より、中高教育実習開講期を4年次に移行することを、平成26年度教職支援室常任委員会及び同教職支援委員会にて提案し、審議のうえ合意を得て、当該年度入学生用履修便覧に規定のうえ、運用することとした。併せて、中高教育実習事前指導の充実と履修要件の見直し、導入教育・学校ボランティア活動の推奨・学校教育授業参観等の推奨につき提案し、実施環境を整えた。
4. 教員養成質保証へ向けての全学的教職課程運営改革の推進(5)―「教職課程履修カルテ(電子媒体)」の開発とその運用―	2010年07月～現在	平成20年1月1日～平成22年3月31日まで展開したFD推進活動(第一期FD推進委員会)を踏まえ、FD刊行物を編集する任務を遂行し、平成22年12月に報告書を提出した。高等教育FD推進の中で、学士課程のみならず教職課程に係る授業の改善についても積極的に言及した。特に、教職課程科目の授業そのものの大前提にある、以下の諸課題につき提起した。即ち、①教員養成の理念の設定(大学・学科レベル)とその理解の共通化 ②これを具現化する授業内容＝シラバスの統一化・履修モデル及び到達目標の設定(免許種別) ③教職履修カルテの策定(免許種別)と積極的活用である。このようなFD推進活動を通して、教員養成課程をも含む大学教育全体の学士課程が、その質を保証し、結果として質の高い教員養成が全学的に実現される道筋をつけ、そのための組織的環境を整えた。
5. 教育実習引率指導体制の強化と学内への周知方法の確立	2010年04月～現在	「武庫川学院教育理念に立脚した全人的教職実践力の形成とその質保証システムの構築」を目指して、平成23年9月稼働を想定して、中高・栄教教職課程「履修カルテ〔電子媒体〕」につき、他大学の対応を参照しつつ独自のシステムを開発した。その具体的運用方法については、諸資格指導室常任委員会並びに諸資格対策委員会にて協議し、全学教職課程運営連絡協議会了承のもと、学院長・学長への起案決裁の上実施した。一年間は試行期間とし、平成24年度より本格実施した。併せて、電子カルテの精度を高めるとともに、暫定的運用規程を提案し、学内合意のもと運用した。電子カルテ作成用の手引き資料を作成し、年度ごとに修正改訂を重ねてきた。なお、小学校・幼稚園教職課程用の履修カルテについては、開設学科(＝教育学科・幼児教育学科)の意思により紙媒体版を継続使用することとなった。
6. 教員養成質保証へ向けての全学教職課程運営改革の推進(4)―「教職課程履修カルテ(紙媒体)」の開発とその運用―	2009年05月～2010年03月	平成20年の中教審・文科省の課程認定大学実地視察の際に、事前事後指導を含む教育実習指導体制の充実強化につき、指摘を受けた。教育実習引率指導体制については、従来より学内においても、担当教員の負担や指導方法等につき課程認定大学としての統一性や不徹底性が看取されていた。そこで、事前事後指導の充実強化についてはもとより、教育実習時の大学教員による引率指導につき再点検を行い、中高教科を開設する学科の教員をも含め、本学にて課程認定を受けているすべての学科教員を対象にした、『教育実習引率指導に係る実施要項』原案を作成し、教職支援室常任委員会並びに教職支援委員会で審議の上、学内周知の徹底を図った。併せて、各学科の引率指導教員と教職支援室(事務組織を含む)の連携につき、実習園⇄実習生⇄学科引率指導教員⇄教職支援委員⇄教職支援室の間での綿密な連携体制を構築した。トラブル発生時等には、早急に対応できる体制を整えた。
7. 教員養成質保証へ向けての全学教職課程運営改革の推進(7)―「教育実習の振り返りシート(様式)」の作成と活用―	2009年04月～2015年03月	「武庫川学院教育理念に立脚した全人的教職実践力の形成とその質保証システムの構築」を目指して、教職課程「履修カルテ〔紙媒体〕」につき原案を作成し、その運用過程を含めて諸資格指導室常任委員会並びに諸資格対策委員会にて協議し、全学教職課程運営連絡協議会了承のもと、学院長・学長への起案決裁の上実施した。大短併せて(1学年)700～800名ほどの教職課程履修学生並びに科目担当教員・諸資格対策委員・クラス担任・研究指導教員・教育実習引率指導教員等に対してカルテ作成の趣旨等を説明の上、作成依頼を周知させた。なお、この教職履修カルテ(紙媒体)については、幼小教職課程版については教育学科・幼児教育学科の意思を尊重してそのまま紙媒体で継続し、中高・栄教教職課程版については開設学科の意思を尊重して電子媒体へと置き換えたうえで、運用することとした。
		「武庫川学院教育理念に立脚した全人的教職実践力の形成とその質保証システムの構築」を目指して、教育実習事後指導用に「教育実習の振り返りシート(原案)」を作成し、諸資格指導室常任委員会並びに諸資格対策委員会にて協議の上、教育実習報告会で効果的に活用することができた。学生は、実習体験に基づく自他の具体的事例を通して、より深く自らの教育実習体験の意義を共感的

職務上の実績に関する事項

事項	年月日	概要
4 その他		
8. 教員養成質保証へ向けての 全学教職課程運営改革の推進(3)―「教職課程履修モデル」と「到達目標」の設定とその運用―	2009年04月～2015年03月	<p>に探求できることが明らかとなった。今後、このような教育実習の報告・反省会を教科別(学科ごと)又は教職課程全体で公開し、下年次生にも開くとともに、「教職への志」を喚起し、「教職課程履修カルテ」→「教職実践演習」へとつなげて行くことを進めてきた。</p> <p>「武庫川学院教育理念に立脚した全人的教職実践力の形成とその質保証システムの構築」を目指して、「教職課程履修モデル」原案を作成し、全学＝学科の「教員養成理念」と「目標設定・科目配列」、セメスターごとの「到達目標」等につき、諸資格指導室常任委員会並びに諸資格対策委員会にて協議を行い、全学教職課程運営連絡協議会にて審議の上、学長承認の下確定した。平成23年度入学生より、教職オリエンテーションなどで提示し、指導した。平成26年には、「中高・栄養教職課程用のカリキュラムマップ(カリキュラムポリシー・科目目的・到達目標)」及び「教職課程修了に必要な資質能力とその確認指標」原案を作成し、学長了承のもと、学内合意の上、『履修便覧』に掲載し、運用する体制を整えた。</p>
9. 教員養成質保証へ向けての全学教職課程運営改革の推進(2)―全学教職課程運営連絡協議会の創設とその運営―	2009年04月～2014年03月	<p>2008年12月に実施された、中教審及び文部科学省・兵庫県教育委員会・西宮市教育委員会による教職課程認定大学実地視察の際の指摘事項(＝教職課程運営の全学的統合性の確保等)を踏まえ、以下の措置を講じた。諸資格対策委員会内に教職課程部会を組織し、全校種教職課程において、①教職課程履修モデル ②教職課程履修カルテ ③教職課程科目用シラバス作成要領の原案を提案した。さらに、本学開設の全校種教職課程運営方法につき協議のうえ、学院長・学長への起案決裁を経て「全学教職課程運営連絡協議会」を教学局長のもと創設した。本学における教職課程の位置付けは、従来「諸資格課程の一部」に過ぎなかったが、本連絡協議会を立ち上げることにより、一付属的資格課程というこれまでの教職課程運営に関する付属的認識を改め、「正規的教育課程」として全学的に認知せしめることができた。また、本学における教職課程の運営につき、全学的な体制で取り組む組織化が達成された。</p>
10. 教職課程認定大学実地視察への準備・対応・事後対応(2)	2009年01月～2010年04月	<p>2008年の課程認定大学実地視察を受けて、その指定された本学全教職課程の改善点等について全校種免許課程ごとに整理を行い、学長及び副学長の指導の下、諸資格指導室常任委員会・諸資格対策委員会での議を経て、以下の改善案につき提案し、実施体制を構築した。①教員養成理念の全学的共通理解を図り、②その理念を具現化する教職課程科目用シラバスを統合的かつ組織的に作成する学内体制(点検システムも含む)を整え、全学的に確実に実施すること。③新設科目「教職実践演習」の課程認定への準備を進めることなど。</p>
11. 教員養成質保証へ向けての全学教職課程運営改革の推進(1)―教職実践演習への対応―	2009年01月～2009年07月	<p>平成21年度「教職実践演習」課程認定申請に際し、諸資格指導室長として「教職実践演習シラバス作成プロジェクト」を立ち上げ、各教科(＝課程認定を受けている各学科の代表者及び諸資格対策委員)及び教職関係者(常任委員会)の合同で、「教職実践演習」シラバス原案を作成し、全学了承の上、学院長・学長への決裁を経て申請事務を遂行した。幼小教職課程を置く教育学科のみならず、中高教職課程を置く関連学科とも連携しつつ、全学的協力体制を構築することができた。なお、教育学科開設の小学校教職課程用の教職実践演習については、文部科学省と事前調整の上、大学4年次前期・後期で各1単位ずつ開講することとした。大学3年次後期の教育実習での学びを、4年次前後期の教職実践演習によって、より一層発展深化させることを企図するものであった。</p>
12. 教員養成質保証へ向けての全学教職課程運営改革の推進(6)―「教職課程科目用シラバス作成要領」の策定と点検システムの確立・運用―	2009年01月～2014年03月	<p>「武庫川学院教育理念に立脚した全人的教職実践力の形成とその質保証システムの構築」を目指して、平成22年度及び平成23年度の「中高・栄養教諭教職課程科目のシラバス作成要領」につき、その原案を提示し、諸資格指導室常任委員会並びに諸資格対策委員会にて協議の上、学長及び全学教職課程運営連絡協議会了承のもと、実施・推進した。教職課程シラバスの不統一性については、平成20年12月実地視察での指摘事項でもあった。その後、シラバスの形式面のみならず、内容面でも「中教審答申」及び「文部科学省指摘事項」を参照し、適宜「シラバス作成要領」に書き込み、シラバス作成依頼に際してこれを添付し、シラバスの形式的統合性のみならず、内容的整合性を確保する体制を整えた。さらには、シラバス点検チェックリストを作成し、学科長(中高教科開設学科・栄養教諭課程開設学科)及び諸資格指導室常任委員会(教職科目)にて点検し、中高・栄養教諭教職課程シラバスの統一化・適正化を、学長指導のもと全学的に図る体制を整え、実施してきた。</p>
13. 教職課程認定大学実地視察への準備・対応・事後対応(1)	2008年05月～2008年12月	<p>2008年12月13日に実施された、本学での教職課程認定大学実地視察への準備を、同年5月より開始した。準備書類のうち、新規に「教員養成に関する大学の全体的設置理念・構想及び開設学科の理念・構想・設置趣旨と、各々</p>

職務上の実績に関する事項

事項	年月日	概要
4 その他		
14. 学士課程教育質保証へ向けての全学FD推進委員会活動(1)―全学的FD推進活動の展開―	2008年01月～2010年03月	<p>の具体的な取組等」について提出することとなった。諸資格指導室長として原案を提示し、常任委員会及び諸資格対策委員会にて協議の上、開設学科の意見聴取並びに了承を経て、学院長・学長・副学長・学部長・教学局長の決裁をいただき、文科省へ提出した。また、11月より、実地視察対応のための具体的段取りに入り、事前聴取事項につき、学内関係者の協力を得て、回答集を作成し、当日適切に対応できた。なお、対象は、本学が課程認定を受けている大学院修士課程の専修免許課程・学部学士課程開設の一種免許課程及び短期大学士課程の二種免許課程の全てであったことを付記する。</p> <p>学院教育改革推進委員会の指導の下、第一期FD推進委員長として、学士課程質保証へ向けて全学レベルでの様々な授業改善を中心とするFD活動を展開した。具体的には、①大学授業研究会・②成績評価方法・③HP等広報活動・④講演会企画運営・⑤学院教育理念に基づく教育実践開発などの5つプロジェクトを学長指導のもと立ち上げ、全学的FD活動を推進した。大学授業研究会では、共通教育や専門教育の授業に傾斜しがちであったが、特に教員養成の観点をも加えて、「中高教科及び栄養に関する科目」及び「教科等指導法関連の授業」事例に係るFD推進にも留意した。この展開を、今後さらに全学教職課程FD活動へと特化した形で継承すべく提言した。</p>

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
1 著書				
1. 新しい教職概論―教師と子どもの社会―	共	2016年04月25日	ミネルヴァ書房	<p>南本長穂(編著)高旗、太田、前原、醍醐、遠藤、加藤、前田、須田、塚</p> <p>第4章「管理・運営を担う教師」現在、我が国では、新しい知識基盤社会を支える学校教育の創造へ向けて、学校はもとより、地域・自治体・国が総力を挙げて、教育改革に取り組みつつある。同時に、このような学校教育改革を実践的に創出する教師の力量形成とこれを支える研修システムの再構築及び大学における教員養成の連携的推進が求められている。またこのような状況の中で、「チームとしての学校」を構成する教員の学校経営参画能力及び校務分掌の新しいあり方とその遂行能力について考察した。分担；前原(pp.44～58)</p>
2. 新しい教育行政学	共	2014年04月20日	ミネルヴァ書房	<p>河野(編者)、加治佐、松元、岡崎、三山、市田、吉田、滝沢、高橋、堀田、菅井、中嶋、上寺、古賀、住岡、高妻、松原、前原、高瀬、福本、渡邊</p> <p>第18章「ドイツの教育行政制度」グローバル化が進行する状況の中で、教育をめぐる改革や現状もまた複雑な変容を遂げつつある。このような状況を背景に、新しい教育行政学の推進が求められている。第二次世界大戦以降、特に21世紀に入ってからのドイツにおける教育改革動向を踏まえ、連邦・州・自治体レベルでの教育行政改革の動向につき考察した。分担：前原(pp.189～201)。</p>
3. 教職論(第2版)―教員を志すすべてのひとへ―	共	2009年03月	ミネルヴァ書房	<p>伊藤、白井、杉浦、鈴木、高橋、寺尾、中田、羽生、原、前原、宮崎</p> <p>第3章「教員の研修と服務規程」において、今日求められる教員の資質・能力の内実とこれを高める研修について論じた。今日、学校教員をめぐる状況は、その教育力への内外からの厳格な評価の眼差しとともに、これにたえ得る教師の専門的力と高い倫理観を伴う人格性への要請として捉えられる。このような要請に対して、如何にして教員は自己の教育力と人格性を高めるかその研修の在り様が今問われている。</p>
4. 現代教育行政学研究 第二部 諸外国の教育行政の諸問題「米独教育行政研究の学的思考伝統」	共	1994年02月	溪水社	<p>上原、河野、田代、菅井、加治佐、岡崎、有吉、中嶋、森川、松元、上寺、佐竹、高橋、橋口、古賀、仙波、高妻、藤田、前原、織田、松原、高瀬、張、岡本</p> <p>米独教育行政研究にみられる学的思考伝統(傾向)について、範例的比較考察を試みた。かかる試みを通して、国家的学校伝統[<i>eine staatliche Schultradition</i>]の国において国家理論的研究が支配的であり、一方、地方分権の学校伝統[<i>eine lokale Schultradition</i>]の国において学校制度に関するコミュニティー・パワー研究が発生することの必然性を例証した。加えて、我が国における外国教育行政研究の受容のあり方について、若干の考察を展開した。分担；前原(pp.247-267)</p>

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・ 共著書別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は学会等の名称	概要
<b>1 著書</b>				
5. 教職科学 講座 第7巻 教育行政 第3章教育行政の主要対象としての 教育制度	共	1991年08月	福村出版	上原、藤田、松元、前原、岡崎、橋口、加治佐、高橋、佐竹、菅井、古賀、森川、中嶋、有吉、田代、岡本、上寺、松原、織田、高妻、河野 教育は、その機能領域を、家庭から社会へ、社会から学校へと拡大してきたが、この過程は、教育の制度化の過程でもあった。かかる教育の制度化過程において、公教育の理念〔例えば教育の機会均等〕も発生し、国家や地方公共団体〔公権力〕あるいは社会的諸勢力の影響のもと、徐々に実現されてきた。 このような認識構図を前提に、現代社会における教育制度の諸機能を明らかにするとともに、公教育の理念を担う現代教育行政の主要な課題に言及した。 分担；前原 (pp.46～55)
6. 教育行政・政策の歴史的研究 「ドイツ第二帝制・プロイセンに おける教育行政の嚮導原理と改革 の動向—〈国家学校高権〉対〈分 権的改革論〉—」	共	1990年03月	ぎょうせい	上原、前原、有吉、織田、田代、橋口、森川、高妻、藤田 近代国家における公教育の支配構造を典型的に把握する際、国家支配型の公教育システムとして典型視されるのが、プロイセン＝ドイツのそれである。本稿では、ドイツ第二帝制・プロイセンにおける教育行政の特質を政治過程とのかかわりで説明することを意図しつつ、その嚮導原理〈国家学校高権〉と教育行政改革の動向〈分権的改革論〉との対立・発展過程に言及した。 分担；前原 (pp.35～80)
7. 教育原理 第5章 現代社会と子ども	共	1987年07月	福村出版	岡部、浜田、泉、武田、前原、佐野、河村、古賀、丸尾 教育実践における教師による子どもへの理解力の形成という観点より、高度工業化社会における教育病理現象としての子どもたちの問題を、構造的教育環境のあり方と「子ども文化」の新しい形成の方法とを関わらせつつ考察した。 分担；前原 (pp.84～108)
8. 道徳教育の研究〔理論編〕 第3 章 世界の道徳教育3:フランス	共	1985年04月	三晃書店	黒田、西村、古賀、前原、高場、浅野、加治佐、篠原、西村、江口、高橋、手島、今村、和佐谷、川口 近代以降のフランスにおける道徳教育の理念並びにその実態について歴史的に概観し、特に、アビ改革前後の道徳・公民教育の変化に関して、就学前・初等・中等教育のそれぞれの段階に即応しつつ論及した。 分担；前原 (pp.30～32)
<b>2 学位論文</b>				
<b>3 学術論文</b>				
1. F D推進委員会活動報告書『より満足度の高い授業をめざして～武庫川女子大学公開授業と実践事例報告に学ぶ(授業実践事例報告会・大学授業研究会報告書)～』	共	2011年01月31日	武庫川女子大学・同短期大学・FD刊行物編集委員会 編監修者糸魚川直祐学長	本学では、大学設置基準に新設されたFD活動推進の義務化に伴い、平成20年度よりFD推進委員会を立ち上げ、2年間に亘りFD推進活動として「大学授業研究会」を主宰した。 当研究会では、計3回の公開授業と10回24名の教員による授業実践事例報告を行い、参加教職員同士が授業改善について語り合う時間を共有することができた。FD推進委員長として、これらの成果を第1期(平成20年度・21年度)のFD推進委員会活動報告書『より満足度の高い授業をめざして～武庫川女子大学公開授業と実践事例報告に学ぶ～』として冊子にまとめた。大学における授業改善への情熱と巧みな技法、さらにはFD活動を推進する際のマネジメント方法を紹介しつつ、同時に、大学及び学部・学科に潜む問題点や課題等についても議論している。 本資料は、学校教育法一条に定める「学校としての大学」における教育改革を推進する学校経営上、主要なるファクターとしての「FDの実践事例とその論理」に関する報告書である。 また、近い将来、幼・小・中・高・大などの学校教員又は研究者を目指す、学部生・大学院生のための、大学授業実践事例集として活用している。
2. 平成20年度課程認定大学実地視察に係る経過報告とその後の諸課題—武庫川女子大学からの報告—	単	2010年04月01日	阪神教協リポートNO.33 pp.70-82	平成20年12月13日(土)、武庫川女子大学は、中央教育審議会並びに文部科学省による課程認定大学実地視察を受けた。本レポートでは、その準備段階から、視察当日までの対応過程につき報告するとともに、実地視察後の取り組み課題等につき報告した。 平成18年の中教審答申後の我が国教員養成施策の動向を踏まえつつ、「教職実践演習」をはじめ質の高い教員養成システムの構築へ向けて、具体的課題に即して対応すべき道筋を教職課程カリキュラム・マネジメント論の視点より俯瞰した。①学院立学の精神に立脚した教職教育の理念の設定、②教職系シラバスの統一化のための「教職課程科目用シラバス作成要領」の策定、③教職課程履修モデル・到達目標の策定、④電子履修カルテ・システムの構築と⑤その運用方法の検討など、学校としての大学が担う

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・ 共著書別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は学会等の名称	概要
<b>3 学術論文</b>				
3. 創造的自己活動を目指すホリスティックな学級経営論の探究	単	2007年03月	武庫川女子大学 教育学研究論集第2号	べき実務的・実践的課題への迅速な対応と学内協力体制の構築を、今後の教職課程運用に係る学校(大学)経営上の課題として提起した。 特に、我が国の公教育を担う学校教員を養成する大学の教育的責任体制を、授業担当者レベルから、開設学科・学部レベルへ、さらには学長を最高責任者とする大学総体の組織的レベルへと高めることの必要性を喚起した。 今日我が国の学校教育においては、いじめや不登校、学級崩壊や生活規範の低下など様々な病理的現象が拡大している。その原因の究明や解決のための処方箋については、様々な提言がなされているものの、根本的解明には至っていない。かかる事態の中で、より堅実な教職実践力の形成を求めて、ホリスティック教育学の視座より、「創造的自己実現を目指す学級経営の理論と実践」について、考究した。
4. 教育行政学	共	2006年11月	ミネルヴァ書房	加治佐、松元、河野、岡崎、三山、市田、酒井、滝沢、吉田、高橋、堀田、菅井、中嶋、上寺、住岡、高妻、松原、前原、高瀬、福本、古賀 現代ドイツ再統一後の教育行政制度の基本構造とその統治原理について論述した。文化連邦主義原理のもと、教育行政組織と機能の現状、学校会議を中心に置いた学校参加モデルの事例を紹介。最後に、視学制度及び私学行政の特質について論じた (pp. 159～170)。
5. 現代ドイツの教育行政、学校経営研究の諸課題—そのシステムの素描と考察の手懸かりを求めて(1)—	単	2006年03月	武庫川女子大学 教育学研究論集第1号	我が国の学校教育制度並びにその管理機構としての教育行政システムについては、戦前は中央集権的プロイセン＝ドイツ型を、戦後は地方分権的米国型(特にその教育委員会制度)をモデルとしつつ、形成されてきたといわれる。しかし、我が国の教育行政＝学校経営システムは、両国のモデルと異なる独自の形で改革されつつある。本研究は、教育行政＝学校経営をめぐる今日的改革状況の中で、日・米・独の比較考察を通して我が国教育行政＝学校教育経営研究の諸課題を明らかにする研究の一環を成す。
6. 高等教育カリキュラム開発研究への教育学的アプローチ—大学教職諸課程の構造的連結化論の探究—	単	2004年03月	武庫川女子大学教育研究所 研究レポート第31号	21世紀初頭我が国における学校教育改革及び教員養成改革の動向を踏まえ、高等教育カリキュラム開発研究の一環として、大学教職諸課程の構造的連結化について、特に2002年の中教審答申『今後の教員免許制度の在り方について』を踏まえて、考究した。幼小・小中・中高・高大という教育制度の分節部分を接続化する制度改革の方向性を受けて、従来の教員免許状相当主義を超える教員養成システムの構築が必要となっていた。かかる要請を受けて、大学にて学部学科等ごとに開設されている教職諸課程の運営方法につき、それらの構造的連結化論を教育学的観点から展開した。
7. ローレンツ・フォン・シュタインの教育制度＝政策論—その特質と現代的意義—	単	2001年11月6日	武庫川女子大学文学部五十周年記念論文集	ドイツ語圏における近代的国家学・行政学の研究者として知られ、また我が国においても、明治憲法制定に尽力した伊藤博文に強い影響を及ぼしたとされる、ローレンツ・フォン・シュタイン(1815～90)の教育制度＝政策論について、以下の4つの仮説から、その現代的意義を考究した。第一は、社会国家の理念とその現実性から見た国家論的意義であり、第二は、市民的権利としての教育権から見た制度論的意義であり、第三は、現代社会における参加問題から見た参加論的意義であり、第四に、女子教育問題からみた女性論的意義である。
8. 専修免許状の授与形態とその法的解釈及び運用過程に関する教育学的展開—大学院修士課程を積極的に活用した現職教員の再教育支援システム論の構築—	単	2001年	武庫川女子大学教育研究所 研究レポート第25号	1997年～1999年にかけて提言された、旧教育職員養成審議会答申『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第一次)』『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について—現職教員の再教育の推進—(第二次)』『養成と採用・研修との連携の円滑化について(第三次)』及び高等教育の改革動向を踏まえ、我が国における大学院修士課程における教員養成及びリカレント教育の在り方について、政策論、システム論及び学術的内容論の観点から考究した。
9. 教育学系夜間大学院に関する比較研究		1998年03月	平成9年度科学研究費補助金研究成果報告書(代表研究者：新堀通也)	(新堀・福宗・今井・佐藤・有本・前原) □夜間大学院は、リカレント型大学院の典型であり、理論と実践の統合を求める学際的なカリキュラムを特徴とする。本研究は、かかる夜間大学院における組織とカリキュラムに関する研究の一環として、特に、教育学系夜間大学院に関する比較研究を試みたものである。比較対象として、大阪教育大学大学院教育学研究科学校実践教育学専攻並びに東京学芸大学大学院教育学研究科総合教育開発専攻のカリキュラムを取り上げ、両者を比較分析した。全 (pp. 34) (pp. 1～34)

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・ 共著書別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は学会等の名称	概要
<b>3 学術論文</b>				
10. L. v. シュタイン国家社会論の特質と教育学へその影響史—シュタイン理論の序章的考察—	単	1990年10月	岡山女子短期大学紀要第13号	ドイツ教育行政学の創始者といわれるローレンツ・フォン・シュタインの国家—社会論に関する序章的考察を試みた。具体的には、〔I〕近代ドイツ学校法—学校統治論の系譜におけるシュタインの思想の位置を明らかにするとともに、〔II〕シュタインの国家—社会論の紹介を行い、〔III〕教育学へのその影響に関して、学理論史的視点より接近した。かかる作業を通して、現代ドイツ教育学、とりわけ、精神科学的教育学の学問的転換点におけるシュタイン理論の果たした役割とその意義を明らかにしようとした。(pp. 21-45)
11. 西ドイツ教育政策における「法制化」現象に関する考察—連邦的教育制度の新しい負担—	単	1988年10月	岡山女子短期大学紀要第11号	現代ドイツ教育行財政研究の一環として、最近のドイツ(旧西独)教育政策にみられる「法制化」現象に関して考察を試みた。この国においては、旧来よりの特別権力関係論が、解体されつつあるといわれるものの、他方では、学校の教育関係にかかわる諸事項が、法的に規定されることにより、その決定権の所在、決定事項(内容)等をめぐって、連邦—邦—地方—学校の諸相においてのみならず、司法—行政—立法の諸相においても、新しい秩序が模索されている。かかる状況について報告を行なった。(pp. 11~17)
12. 西ドイツ教育行政における権限配分と組織構造的特質並びにその問題点	単	1987年03月	中国四国教育学会教育学研究紀要第32巻	現代ドイツ教育行財政研究の一環として、本稿においては、教育行政制度の「構造」と「機能」に関して考察を試みた。主要には、連邦(Bund)—邦(Land)—地方(Gemeinde)という一般行政レベルの構造に即しつつ、それぞれの教育行政機関の制度原理と権限配分について概略的理解を得るとともに、教育行政の組織構造上の特質並びに問題点を明らかにし、それらについて考察を試みた。(pp. 181~186)
13. 教育システムの機能モデルに関する試論的考察—西ドイツの学校制度を事例として—	単	1985年03月	中国四国教育学会教育学研究紀要第30巻	西ドイツにおける教育システム(学校—行政制度)の構造と機能を規定する諸要因を把握するための「理念型モデル」を試論的に設定することを試みた。教育システムの機能モデルとしては、1)資格(付与)機能2)選択機能3)統合機能を挙げ、それぞれについて、図を用いながら詳述した。(pp. 191~195)
14. 戦後西ドイツにおける教育政策の発展とその社会経済的規定要因	単	1983年10月	岡山女子短期大学紀要第6号	現代ドイツ教育行財政研究の一環として、主に戦後西ドイツにおける教育政策の発展過程を、政策の内容とともに、行政、政策諸機関の形成に着目しつつ、整理した。さらにまた、教育政策の展開におおきく影響を及ぼしていると思われる社会経済的要因との関連性をも考慮に入れるよう努めた。かかる作業を通して、今日のドイツ教育(行政)における「改革」の様相と「問題点」を明らかにした。(pp. 91~107)
15. Trends in Research in Educational Administration and Finance in Japan	共	1983年02月	Educational Research in Japan vol. X. 1982 [The International Educational Research Institute Department of Education Faculty of Education Hiroshima University]	日本における教育行財政学の研究動向を、学会発表論文の対象国・対象年代・対象問題等々の別に分類整理することによって明らかにした。対象国では主に、アメリカ合衆国、ドイツ、イギリス、フランス等々の国々があげられ、対象とされた課題では、教育制度、教育法、教育政策と改革・教育行政の組織・教員養成等々のテーマが多くあげられた。学会としては、日本教育学会、日本教育行政学会、西日本教育行政学会、中国四国教育学会等々の学会を考察の対象とした。(加治佐、前原) 分担; 前原(pp. 53~57)
16. 学校経営における意思決定の態様とその規定要因—第二次調査報告—	共	1982年10月	西日本教育行政学会教育学研究第4号	名和、上原、中原、倉田、前原、岡崎、岡本、松元、古賀、菅井、谷奥 上記研究を踏まえ、本稿では主に、校長へのアンケート調査に焦点をあて、「校長のリーダーシップのあり方」と「意思決定のあり方」とのかかわりについて考察した。(分担前原同上)
17. 学校経営における意思決定の態様とその規定要因—第一次調査報告—	共	1982年06月	日本教育経営学会紀要第24号	名和、上原、岡崎、前原、岡本、松元、古賀、菅井、樋口、谷奥 本研究は、今日の学校経営の態様を意思決定の問題に焦点をあてて実証的に解明するとともに、今後の学校経営における意思決定のあり方に一つの示唆を与えようとするものである。具体的には、学校経営における意思決定の態様を学校訪問による校長への詳細なインタビュー調査と校長へのアンケート調査によって把握し、さらにその態様に対する校長、教頭、主任、一般教職員等の評価並びに意識を把握するためのアンケート調査を行い、よりよい意思決定のあり方とはいかなるものかを明らかにしようとして試みた。 分担; 前原アンケート調査の作成と実施、及びインタビュー実施
18. プロイセン改革期における公教育 学術委員会の機能とその意義—教	単	1982年03月	中国四国教育学会教育学研究紀要第27巻	プロイセン改革は、教育改革の一環として、教育制度の形成という重大な課題のために、教育行政と教

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・ 共著書別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は学会等の名称	概要
<b>3 学術論文</b>				
育行政・教育政策・教育理論の協働関係を中心に—				
19. プロイセン改革期における学校管理制度の基本構造	単	1982年01月	教育行政学研究会教育行政学研究第3巻	育政策が協力して機能する学術的機関の創出を必要とした。かかる要請に対応して設置されたのが、「公教育に関する学術委員会」であった。本稿においては、当委員会の設置意図・機能・成果について論述し、最後にその歴史的意義について考察した。(p. 141~145)
20. ドイツ帝国における集権的学校行政と分権的改革論—W.F. デルプエルトの「学校共同体」論を中心に—	単	1981年10月	広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集第7巻	現代のドイツ教育行政制度の源流といわれ、また、我が国戦前の教育行政制度に多大なる影響を及ぼしたといわれるところのプロイセン改革期の教育行政制度の基本構造を明らかにしようとした。とりわけ、プロイセン国家の行政レベル〔国家—州—郡—都市—農村〕に即応した教育行政機関が形成された過程とその任務内容を、構造的に把握するよう試みた。一般に、国家支配型と類型化されるプロイセンの教育行政は、その初期においては、分権的要素をも内包するものであった。(pp. 23~39)
21. プロイセン=ドイツ学校行政における国家の学校高権と分権的行政改革論	単	1981年03月	中国四国教育学会教育研究紀要第26巻	19世紀後半のドイツ帝国における学校行政の中央集権化の動向と、若干の分権的改革論について概観し、本論においては、後者の分権的学校行政改革論の中から、デルプエルトのそれを取りあげ、考察の対象とした。まず、デルプエルトの改革論の基本構造を把握し、つぎにその提案の場でありえた学校会議におけるかれの提案・発言にふれ、最後に、デルプエルトの改革論が有していると思われる近代ドイツ教育行政史上の歴史的意義について考察を試みた。(pp. 42~48)
22. 西ドイツ学校行政の歴史的課題—集権化・分権化の問題を中心に—	単	1980年10月	広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集第6巻	プロイセン=ドイツにおける「高等学務委員会」成立以来みられる学校行政の「中央集権化」という歴史的傾向の中で、「地方分権化」を指向して提唱された若干の改革論〔R. v. Gneist, F. W. Du [ ] rpfeld, Richter〕を紹介し、そこに展開された改革論が、どのような政治的状況のもとにおいて立法化されようとしたか、あるいは行政政策とどのように対立していったか考察した。さらに、かかる考察を通して、プロイセン=ドイツ学校行政の性格、あるいは政治的機能についてその特質を明らかにしようとした。(pp. 159~162)
23. プロイセン公教育及び教育行政の形成に対する高等学務委員会の礎石	単	1980年03月	中国四国教育学会教育研究紀要25巻	現代西ドイツの教育行政の構造・機能上の問題点〔文化連邦主義下の集権化〕を指摘し、それらが歴史的問題として今後の西ドイツ教育行政の方向性とのようにかかわっているかを考察した。(pp. 53~59)
24. ドイツ教育行政思想史研究1—Hegelをめぐる国家と教育—	単	1979年03月	中国四国教育学会教育研究紀要24巻	近代ドイツ教育行政史上、その創生期に関する研究であり、「高等学務委員会」設立の歴史的意義〔プロイセン公教育及び教育行政の形成に対して果たした意義〕をはじめ、当委員会の理念並びに構造と機能等について考察した。(pp. 114~116)
25. ドイツ初等教育制度に関する研究	単	1977年07月	広島大学大学院教育学研究科修士論文抄1976年度	19世紀初頭におけるドイツ国家思想史〔「現実主義的歴史的国家論」対「合理主義的契約国家論」〕と教育原理思想史〔「人文主義的教育原理」対「政治的教育原理」〕の交差点に、Hegelの国家教育論を設定し、その教育学的特質について考察をおこなうとともに、ドイツ的教育行政思惟様式へ接近するための予備的考察を企図した。(pp. 133~135)
26. (修士論文) ドイツ初等教育制度に関する研究	単	1977年01月		修士論文を踏まえ、1) 研究の意図2) ドイツにおける公教育理念の成立3) 市民社会成立期の統一学校運動4) ワイマール期及びそれ以降の統一学校運動について概要を述べた。さらにこれらのドイツ初等教育制度に関する歴史的認識を踏まえた上で、現代ドイツの教育制度のもつ歴史的・構造的課題を明らかにした。 分担；前原 (pp. 80~82)
				近代ドイツ公教育制度に関する歴史的研究(その理念並びに構造と機能)の基礎作業として、修士論文では、主に「初等教育制度」に焦点をあて、「統一学校運動=教育制度統一化」の観点から歴史的考察を試みた。
<b>その他</b>				
1. 学会ゲストスピーカー				
2. 学会発表				
1. 平成20年度課程認定大学実地視察に関する報告—武庫川女子大学—	単	2009年05月	阪神地区私立大学教職課程研究協議会	平成20年12月13日に本学にて実施された教職課程実地視察に関して、その概要と課題等について報告した。教員養成への質保証システムの構築が求められている今日的状況下で、私立大学の建学の精神に立脚した教員養成上の特質を如何にして創出するか、問題を提起した。

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・ 共著書別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は学会等の名称	概要
<b>2. 学会発表</b>				
2. 最近のドイツにおける教育行政研究への諸端緒 1) ー旧西ドイツ1960～70年代を中心にー	単	1990年11月	中国四国教育学会	現代ドイツ教育行政・政策に関する研究の一環として、本発表においては、上記諸発表の如く、その実態、内実に関する報告ではなく、その研究動向に関する方向を行った。旧西ドイツの1960～1970年代に出版された教育行政研究文献の紹介をこころみ、研究課題並びに傾向を把握しようとした。
3. L. v. シュタイン国家ー社会論とその教育学への影響史ーシュタイン理論の教育学的意義ー	単	1990年11月	西日本教育行政学会	ドイツ教育行政思想史研究の一環としてローレンツ・フォン・シュタインの国家ー社会論を取りあげた。発表の構成は、下記の通りである。〔1〕課題の設定ーL. v. シュタイン継受の不足 〔2〕近代ドイツ学校法ー学校統治論の系譜におけるL. v. シュタインの位置 〔3〕L. v. シュタイン国家ー社会論の特質 〔4〕精神科学的教育学におけるシュタイン受容 1) E. シュブランガーの場合 2) E. ヴェーニガーの場合 〔5〕結ーシュタイン研究の意図と方向性
4. 西ドイツ教育政策における「法制化」現象に関する考察	単	1988年11月	中国四国教育学会	現代ドイツ教育行政・政策に関する研究の一環として、本発表においては、この国の近年の基本的教育政策改革をめぐる法原理の転換について報告した。即ち、旧来の「特別権力関係論」から「議会並びに法律の留保」の原理への転換について、様々な議論をまじえながら考察した。
5. 現代西ドイツの教育制度に関する経済学的考察	単	1986年11月	中国四国教育学会	西ドイツ教育行政ー政策に関する研究の一環として、先に、戦後西ドイツの教育政策について歴史的・発生的考察を試みた。さらにかかる考察を踏まえて、西ドイツの学校システムを例にとりつつ、教育システムの機能モデルを仮説的に設定した。本発表においては、上記考察とかかわらせつつ、西ドイツ教育制度の経済学的考察を紹介した。
6. 西ドイツ地方教育行政制度に関する考察	単	1985年11月	中国四国教育学会	個々の行政任務が遂行されるためには、教育行政の外的組織が、垂直的に構造化されねばならない。そうすることによって、一般的には、官庁〔Behörden〕と職務〔Ämter〕に関する組織化された構造特質が付与される。それぞれの学習の場（学校）の上部に三層からなるヒエラルヒー組織のレベルが出現する。今回の発表においては、最高学校監督庁ー中級学校監督庁ー下級学校監督庁のレベルのうち主に、中級、下級の教育行政機関について報告をおこなった。
7. 西ドイツの教育政策に関する一考察ーGemeindeを中心にー	単	1984年11月	中国四国教育学会	現代ドイツ教育行政ー政策研究の一環として、本発表では、地方〔Gemeinde〕レベルに焦点をあてて、西ドイツの地方教育行政の仕組みについて報告した。
8. 現代西ドイツの教育政策に関する考察ーその「構造原理」・「権限内容」・「発展傾向」をめぐってー	単	1984年11月	西日本教育行政学会	西ドイツ教育行政制度の「構造」と「機能」に関して発表した。主に「連邦（Bund）」ー「邦（Land）」ー「地方（Gemeinde）」という一般的行政構造に即しつつ、それぞれの教育行政機関の制度原理並びに権限配分について説明し、教育行政の組織構造上の特質並びに問題点について若干の考察を試みた。
9. 西ドイツの教育政策に関する一考察ー邦レベルを中心にー	単	1983年11月	中国四国教育学会	ドイツ戦後史を背景として、1945年以降の西ドイツの教育政策の展開を重要と思われる段階に即して透写し、さらに、教育政策に関する組織構造の内部に眼を転じ、それぞれのレベルの権限について報告した。その際、教育政策の発展を決定的に方向づけていると思われる規定要因、並びに教育政策に対し決定枠組的機能を果たす「権限秩序」「組織構造」の成立に影響を及ぼしていると思われる「歴史的・社会経済的要因」を考慮に入れるよう努めた。
10. プロイセン改革期における教育行政機構ー公教育學術委員会の機能を中心にー	単	1981年11月	中国四国教育学会	プロイセン改革期における教育行政の基本構造を、国家〔Staat〕・州〔Provinz〕・郡〔Kreis〕・都市〔Stadt〕・農村共同体〔Landgemeinde〕に即しつつ明らかにした上で、とりわけ、公教育に関する學術委員会（1809）について報告した。報告の構成は、下記の通りである。〔I〕はじめに〔II〕公教育に関する學術委員会の設置ー委員長・機能・業務領域・内的改革・構成員〔III〕公教育學術委員会をめぐる諸問題〔IV〕公教育學術委員会の意義ー結びにかえて。
11. プロイセン教育行政改革における集権化と分権化の問題ー1914年以前におけるー	単	1980年11月	西日本教育行政学会	プロイセンードイツにおける高等学務委員会以来みられる学校行政の中央集権化傾向の中で、地方分権化を指向して提唱された若干の改革論を紹介し、そこに明示されているような改革論が、どのような政治的状况のもとにおいて立法化され、あるいは行政改革と対立していったのかを考察し、さらに、このような考察を通して、プロイセンードイツ学校行政の性格ならびに政治的機能について若干の特質を明らかにした。

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
<b>2. 学会発表</b>				
12. プロイセン改革期における教育行政機構	単	1980年11月	中国四国教育学会	プロイセン国家が、封建的、絶対主義的国家から資本主義的国家への移行過程にあるといわれるプロイセン改革期における学校管理制度の基本構造について、これを国家〔Stadt〕・州〔Provinz〕・郡〔Kreis〕・都市〔Stadt〕・農村共同体〔Landgemeinde〕の各レベルに着目しつつ明らかにすることを試みた。発表の構成は、下記の通りである。〔1〕はじめに〔2〕宗務・公教育局の設置とフンボルトの活動〔3〕州並びに郡における学校管理制度の改革〔4〕都市並びに農村における学校管理制度の形成〔5〕おわりに。
13. プロイセン高等学務委員会の成立に関する一考察	単	1979年11月	中国四国教育学会	高等学務委員会〔Oberschulkollegium〕設立期におけるプロイセン教育行政及び学校制度改革の動向、かつ改革の阻害要因について報告し、もってプロイセン公教育及び教育行政の形成に対する高等学務委員会の歴史的意義を仮説することを試みた。
14. A. MullerからHegelまでの国家教育論	単	1978年11月	中国四国教育学会	ドイツ的教育行政思惟様式に接近するための予備的作業として、19世紀初頭におけるドイツ国家論、特に、「現実主義的歴史的国家論」と「合理主義的契約国家論」の特質を明らかにし、かかる国家論を基礎とする教育原理について考察した。
15. ドイツ・ワイマール期における教育改革構想—ワイマール憲法・学校条項に関する検討—	単	1977年11月	中国四国教育学会	プロイセン＝ドイツ帝国における公教育の伝統的性格を払拭することを期待されたワイマール憲法下の教育制度の歴史的特性（教育における「近代」と「現代」を、「学校条項」の分析を通して考察した。発表の構成は、下記の通りである。〔1〕はじめに〔2〕ワイマール憲法・教育条項に関する検討A. 階層型学制B. 公教育の宗教的中立性C. 改革の妥協D. 国権主義への傾斜〔3〕おわりに。
<b>3. 総説</b>				
<b>4. 芸術（建築模型等含む）・スポーツ分野の業績</b>				
<b>5. 報告発表・翻訳・編集・座談会・討論・発表等</b>				
<b>6. 研究費の取得状況</b>				

学会及び社会における活動等

年月日	事項
	日本教育学会 日本教育行政学会 日本臨床教育学会 日本教育経営学会 西日本教育行政学会